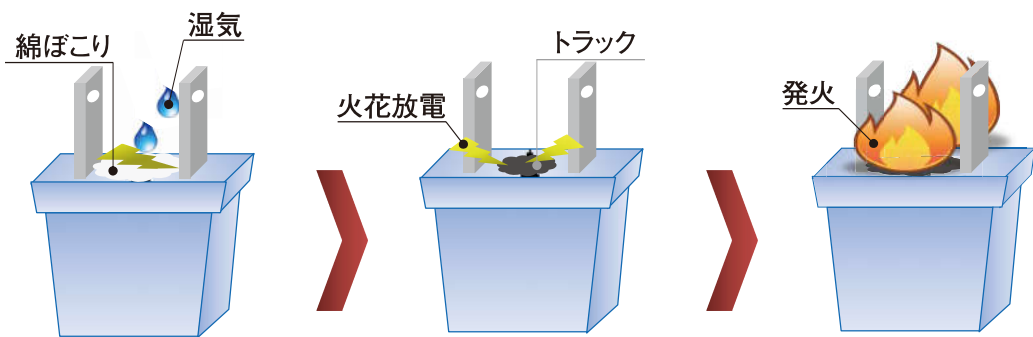


差込プラグの耐トラッキング性能法制化

トラッキング現象とは



○トラッキング現象はコンセントに差込んだプラグの周辺に綿ぼこりや湿気などが付着することにより、差込みプラグの刃の間に電流が流れ、火花放電を繰り返すことで、絶縁樹脂表面に炭化導電路(トラック)が形成され、発火する現象です。

法制化の内容

一般家庭で日常的に使用される全ての電気製品の差込みプラグに「耐トラッキング性試験」と「グローワイヤ燃焼性試験」を要求。

平成27年1月16日改正

差込みプラグを組み込む
一般家庭で使用される全ての電気製品

(当初の規制対象)
電気冷蔵庫・冷凍庫

差込みプラグ (標準型)

本体に栓刃を有する機器

マルチタップ

漏電遮断器 (表面) (裏面)

ダイレクトプラグイン機器

耐トラッキング性試験

コンセントとの突き合わせ面に接する(差込みプラグ)の外表面であって、その栓刃(接地極を除く。)に直接接する絶縁材料にあつては、JIS C 2134(固体絶縁材料の保証及び比較トラッキング指数の測定方法)に規定するPTIが

400(差込みプラグ、マルチタップ)
250(漏電遮断器)
100(ダイレクトプラグイン機器)

以上であること。

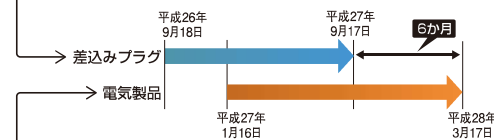
グローワイヤ燃焼性試験

栓刃間を保持する絶縁材料にあつては、JIS C 60695-2-11又はJIS C 60695-2-12に規定する試験を試験温度750℃で行ったとき、これに適合するものであること。ただし、JIS C 60695-2-13に従ったグローワイヤ着火温度が775℃レベル以上の材料は、この限りでない。

※JIS C 60695-2-12,13(耐火性試験—電気・電子—グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法)

●差込みプラグ、マルチタップ、漏電遮断器、ダイレクトプラグイン機器 (平成26年9月18日改正)

- ・平成27年9月18日以降の対象電気用品は、新基準による技術基準適合確認が必要
- ・別表第八の電気用品に組み込まれる差込みプラグについては、この改正による規定は適用されない(後述の改正による規定が適用される)



●別表第八の電気用品に組み込まれる差込みプラグ (平成27年1月16日改正)

- ・平成28年3月18日以降の対象電気用品は、新基準による技術基準適合確認が必要
- ・この改訂により、一般家庭で使用される全ての電気用品に耐トラッキング性を義務づけ